

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令参照条文

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2〜4（略）

5 この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一月以上であつたことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

6 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で政令で定める程度のものをいう。

7（略）

（他の法令による給付等との関係）

第七条 遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分を除く。）及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、犯罪被害者又はその遺族に対し、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他の法令による給付等で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付等に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

2 重傷病給付金及び遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分に限る。）は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、同条第二項に規定する法律以外の法令（条例を含む。以下この項において同じ。）の規定により療養に関する給付（同条第二項に規定する給付期間におけるものに限る。）が行われるべき場合又はその療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかったことを原因として労働者災害補償保険法その他の法令の規定による給付（同条第三項に規定する休業日に係るものに限る。）が行われるべき場合には、それらの給付の限度において、支給しない。

（犯罪被害者等給付金の額）

第九条 遺族給付金の額は、政令で定めるところにより算定する遺族給付基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

2 重傷病給付金の額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して政令で定める期間を経過するまでの間（以下この項及び次項において「給付期間」という。）における療養に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の政令で定める法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた給付期

間における療養に関する給付の額を控除して得た額（当該犯罪被害者がこれらの法律の規定による療養に関する給付を受けることができないう場合その他政令で定める場合にあつては、当該控除して得た額に相当するものとして政令で定める額）をいう。次項及び第五項において同じ。）とする。

3 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日（給付期間内の日（当該収入の全部又は一部を得ることができなかつた日の第三日目までの日を除く。）に限り、当該犯罪被害者が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる施設に収容をされた場合（国家公安委員会規則で定める場合に限る。）にあつては、当該収容をされていた日を除く。以下この項及び第五項第二号において「休業日」という。）がある場合における重傷病給付金の額は、前項の規定にかかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定めるところにより算定する休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額（当該休業日に当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日（以下この項において「部分休業日」という。）が含まれるときは、当該休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額から、当該部分休業日について得た収入の額を合算した額を控除して得た額。第五項第二号において「休業加算額」という。）を加えた額とする。

4 前二項の規定により算定した額が第七条第二項に規定する法令の規定による給付との均衡を考慮して政令で定める額を超える場合における重傷病給付金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該政令で定める額とする。

5 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額（その額が前項の政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額）を加えた額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該療養についての犯罪被害者負担額

二 当該療養についての休業日がある場合 当該療養についての犯罪被害者負担額に休業加算額を加えた額

6 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

7 障害給付金の額は、政令で定めるところにより算定する障害給付基礎額に、障害の程度を基準として政令で定める倍数を乗じて得た額とする。  
（裁定の申請）

第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請し、その裁定を受けなければならない。

(裁定等)

第十一条 (略)

2 (略)

3 犯罪被害者について重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、国は、当該重傷病給付金又は障害給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金を支給する責めを免れる。

(仮給付金の支給等)

第十二条 公安委員会は、第十条第一項の申請があつた場合において、犯罪行為の加害者を知ることができず、又は犯罪被害者の障害の程度が明らかでない等当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情があるときは、当該申請をした者(次条第一項及び第三項において「申請者」という。)に対し、政令で定める額の範囲内において、仮給付金を支給する旨の決定をすることができる。

2 4 (略)

5 仮給付金の支給を受けた犯罪被害者又はその遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該犯罪被害者又はその遺族が死亡したときは、国は、当該仮給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金又は当該遺族が支給を受けようとしていた遺族給付金と同一の犯罪被害を支給原因とする遺族給付金を支給する責めを免れる。

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。

四 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助を行うこと。

3 9 (略)

○犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第十五号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年七月一日から施行する。

（遺族給付金及び重傷病給付金に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「新法」という。）第九条第三項から第五項までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用し、施行日前に終わった犯罪行為による死亡又は重傷病については、なお従前の例による。

（犯罪被害者等早期援助団体に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（以下「旧法」という。）第二十三条第一項の規定による指定を受けている者（以下「旧犯罪被害者等早期援助団体」という。）は、新法第二十三条第一項の規定による指定を受けた者（以下「新犯罪被害者等早期援助団体」という。）とみなす。

2 施行日前に前項の規定により新犯罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯罪被害者等早期援助団体に対してされた旧法第二十三条第五項の規定による命令は、新法第二十三条第五項の規定による命令とみなす。

3 この法律の施行の際現に第一項の規定により新犯罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であり、施行日において引き続き当該新犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員となったもの（次項において「継続役員等」という。）に対する新法第二十三条第七項の規定（これに係る罰則を含む。）の適用については、その者が旧法第二十三条第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密は、その者が新法第二十三条第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密とみなす。

4 旧犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であった者（継続役員等を除く。）が旧法第二十三条第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

○犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）（抄）

(法第二条第四項の政令で定める身体上の障害の程度)

第一条の二 (略)

2 障害等級(前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。)に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。  
3 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。

- 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
  - 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
  - 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級
- (法第七条第一項の政令で定める給付等)

第二条 法第七条第一項の政令で定める給付等は、被害者又は遺族に対し、犯罪行為による死亡又は障害を原因として、次に掲げる法律の規定のうち国家公安委員会規則で定めるものに基づき支給される給付等とする。

- 一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- 二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)
- 三 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)
- 四 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)
- 五 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)
- 六 船員法(昭和二十二年法律第百号)
- 七 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)
- 八 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)
- 九 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)
- 十 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)
- 十一 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)
- 十二 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)
- 十三 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)

- 十四 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）
  - 十五 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）
  - 十六 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）
  - 十七 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）
  - 十八 婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）
  - 十九 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）
  - 二十 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）
  - 二十一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）
  - 二十二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
  - 二十三 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）
  - 二十四 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）
  - 二十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）
  - 二十六 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）
  - 二十七 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）
- （法第七条第一項の給付等に相当する金額）
- 第三条 法第七条第一項の政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。
- 一 前条に規定する給付等が一時金としてのみ行われるべき場合 当該一時金の価額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した額
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該給付等の価額、支給の時期及び法定利率を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した額
- （法第九条第二項の政令で定める期間）
- 第六条 法第九条第二項の政令で定める期間は、一年とする。
- （法第九条第二項の政令で定める法律）
- 第八条 法第九条第二項の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法

- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- 四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
- 七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（法第九条第二項の政令で定める場合）

第九条 法第九条第二項の政令で定める場合は、当該被害者が前条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けた場合のうち、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 (略)

二 前号に該当する入院（次条において「特定入院」という。）に係る療養が現に前条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものであること。

（障害給付金に係る倍数）

第十一条 法第九条第五項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

- 四 第四級 九百二十
- 五 第五級 七百九十
- 六 第六級 六百七十
- 七 第七級 五百六十
- 八 第八級 四百五十
- 九 第九級 三百五十
- 十 第十級 二百七十
- 十一 第十一級 二百

十二 第十二級 百四十

十三 第十三級 九十

十四 第十四級 五十

(国家公安委員会規則への委任)

第十三条 犯罪被害者等給付金及び仮給付金の支給に関する手続その他犯罪被害者等給付金及び仮給付金の支給に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

(定義)

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第十二条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

2 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

3 前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二 産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間

三 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九

条第七項において同じ。）をした期間

五 試みの使用期間

4 第一項の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

5 賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

6 雇入後三箇月に満たない者については、第一項の期間は、雇入後の期間とする。

7 日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、厚生労働大臣の定める金額を平均賃金とする。

8 第一項乃至第六項によつて算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによる。

○自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）（抄）

（保険金額）

第二条 法第十三条第一項の保険金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

一 死亡した者

イ （略）

ロ 死亡に至るまでの傷害による損害につき 百二十万円

二 介護を要する後遺障害（傷害が治つたとき身体に存する障害をいう。以下同じ。）をもたらず傷害を受けた者

イ （略）

ロ 介護を要する後遺障害に至るまでの傷害による損害につき 百二十万円

三 傷害を受けた者（前号に掲げる者を除く。）

イ 傷害による損害（ロからへまでに掲げる損害を除く。）につき 百二十万円

ロ へ （略）

2 （略）

## ○租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（抄）

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は民法第三十四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

## 2512（略）

## ○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（寄付金控除）

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）

二 五千円

2 前項に規定する特定寄付金とは、次に掲げる寄付金（学校の入学に関してするものを除く。）をいう。

一・二（略）

三 別表第一一号に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄付金（前二号に規定する寄付金に該当するものを除く。）

## 3・4（略）

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（寄附金の損金不算入）

第三十七条 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第四項において「損金算入限度額」という。）を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2・3 （略）

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち、公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度に係る損金算入限度額を超える場合には、当該損金算入限度額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、内国法人である公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

5〜12 （略）

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（公益法人の設立）

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀<sup>し</sup>、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）

第八十四条の二 この章に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県の執行機関」という。）においてその全部又は一部を処理することとすることができる。

2 前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

3 第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行機関がその事務を処理するに当たつてよるべき基準を定めることができる。

4 主務官庁が前項の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）（抄）

（他の法律による給付等との調整）

第十四条 補償給付の支給がされた場合においては、政令で定める法令の規定により同一の事由について当該補償給付に相当する給付等を支給すべき者は、その支給された補償給付の価額の限度で当該給付等を支給する義務を免れる。

2 （略）

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（課の設置等）

第二十六条 警察庁の課（室その他課に準ずるものを含む。）の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

2・3 （略）

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百九十号）（抄）

（給与厚生課）

第十一条 給与厚生課においては、次の事務をつかさどる。

一 警察職員の給与に関すること。

二 警察職員の恩給、退職手当及び公務災害補償に関すること。

三 警察職員の福利厚生に関すること。

四 警察職員の医療に関すること。

五 警察職員の健康診断その他の保健に関すること。

六 警察共済組合に関すること。

七 警察職員のレクリエーションに関すること。

八 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

九 (略)

十 犯罪被害者等給付金に関すること。

(生活安全企画課)

第十五条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 局の所掌に係る警察（以下この条において「生活安全警察等」という。）に関する制度及び生活安全警察等の運営に関する企画及び立案に関すること。

二 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。

三 犯罪の予防一般に関すること。

四 局の事務の総合調整に関すること。

五 生活安全警察等に関する法令の調査及び研究に関すること。

六 生活安全警察等に関する資料の調査、収集及び管理に関すること。

七 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）の施行に関すること（情報技術犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

八 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）の施行に関すること。

九 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）の施行に関すること。

十 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の施行に関すること。

十一・十二 (略)

十三 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）の施行に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。

十四 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。

(地域課)

第十六条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

一 地域警察に関すること。

二 水上警察に関すること。

三 鉄道警察に関すること。

- 四 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。
- 五 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
- 六 雑踏警備に関すること。
- 七 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- 八・九 (略)
- 十 警察通信指令に関すること。
- 十一 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の施行に関すること。
- 十二 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十六条に規定する犯罪の取締りに関すること。